

令和4年1月6日

スポーツ少年団関係各位

宜野湾市教育委員会  
教育長 知念 春美  
(公印省略)

**沖縄県対処方針（警戒レベル2）変更に伴う「1月6日～当面の間」における部活動およびスポーツ少年団等の活動について（通知）**

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの新規感染者が再び急激に増加し、今後も、感染対策を徹底しながら取組んでいく必要がありますので、宜しく願いいたします。

部活動およびスポーツ少年団等の活動については、沖縄県対処方針（警戒レベル2）変更に伴う「1月6日～当面の間」、下記のとおりといたします。

つきましては、貴校職員等へ周知いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 部活動およびスポーツ少年団等の活動について

沖縄県対処方針（警戒レベル2）変更に伴う「1月6日～当面の間」は、以下の条件のもと、活動できるものとする。

- (1) 沖縄県対処方針（警戒レベル2）変更に伴う「1月6日～当面の間」の部活動等は原則中止とする。ただし、地区・県・九州・全国大会がある競技に限り、大会の2週間前から、学校長の許可の下、平日90分以内（早朝練習なし）、土日休日2時間以内（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）、大会等に出場する登録メンバーなど、必要最小限の人数にて行うことができる。その際は感染症対策を徹底し、昼食をはさむことのないように時間を設定すること。
- (2) 県内外の遠征（宿泊を伴う）や合宿は行わないこと。
- (3) 練習試合や合同練習は行わないこと。
- (4) 学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動等に参加しないこと。

2 部活動等前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。（部室、更衣室等含む）

3 感染者又は濃厚接触者が出た部活動等については、停止とする。部活動を再開する場合、またはスポーツ少年団等の活動再開で学校施設を借用する場合については、学校長の許可を得ること。

4 活動時間等を遵守しない部活動等については、活動を一時停止する場合もある。